

第2次 やちよ 男女共同参画プラン

令和3(2021)年度
~6(2024)年度



八千代市「やっち」



八千代市

はじめに

私たちを取り巻く社会環境は、人口減少社会の本格化、頻発する大規模災害、デジタル化の進展、SDGsの達成に向けた世界的な動きなど大きく変化しています。特に新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や休業等の生活不安・ストレス等から、DVや性暴力が増加し、その深刻化が懸念されています。また、女性の割合が高い非正規雇用労働者、宿泊・飲食サービス業などに従事する方々の所得低下による経済的困窮、子育てや介護等への負担増加などの課題が明らかになっています。



本市では、平成 23(2011)年に「やちよ男女共同参画プラン」を策定し、「認めあい 支えあい いきいきと暮らすために」を基本理念に、男女共同参画の意識づくり、あらゆる場への男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進等、男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めてまいりました。この度、令和2(2020)年度をもって同プランが終了となりますことから、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「第5次千葉県男女共同参画基本計画」を考慮し、「第2次やちよ男女共同参画プラン」を策定いたしました。本プランでは、「誰もが活躍でき、尊重されるまち“やちよ”」を基本理念に、市民の皆様や事業者、関係機関の方々とともに男女共同参画社会の形成の実現に向けて取り組むものとしております。

本市ではこれまで、男女共同参画社会の形成に向け一定の成果を上げてまいりましたが、今後は、性別による格差や政策・方針決定過程への女性の参画、女性に対する暴力などの様々な課題解決に向け総合的に取り組んでいくために、本プランには「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本計画を、併せて位置付けることといたしました。また、喫緊の課題である大規模な災害に備え、多様な視点を生かした防災対応や、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けた、未来を担う次世代の意識づくりにも努めてまいります。

最後になりましたが、本プランの策定にあたり、日頃より本市の男女共同参画施策の推進にご尽力いただいております、やちよ男女共同参画プラン懇話会委員の方々をはじめ、各種調査にご協力いただきました市民の皆様に対しまして、心より感謝し御礼を申し上げます。

令和3(2021)年3月

八千代市長

服部友則

目次

第1章 策定にあたって	1
1 プラン策定の背景	
2 第1次プランの主な実績と課題	
第2章 プランの概要	6
1 プランの位置付け	
2 プランの期間	
3 プランの基本理念	
4 プランの目標	
5 プランの体系	
6 プランの推進体制	
7 プランの進行管理	
第3章 プランの内容	10
目標1 共につくりだす「誰もが活躍できる環境」	10
【八千代市女性活躍推進計画】	
課題1 女性の活躍推進	
課題2 職場と家庭における男女共同参画	
目標2 互いに認め合う「個性が尊重されるまち」	18
課題1 人権の尊重	
課題2 DVの防止と支援体制の整備	
【八千代市DV防止基本計画】	
目標3 自分らしく生きる「男女共同参画の推進」	24
課題1 性別に基づく固定化した役割の解消	
課題2 多様な視点を生かした防災対応	
課題3 次世代に向けた意識づくり	
目標4 みんなで推進する「連携した推進体制」	30
課題1 連携体制の構築	
課題2 進行管理の充実	

参考資料

やちよ男女共同参画プラン懇話会委員名簿	32
男女共同参画社会基本法	33
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	37
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	48
八千代市男女共同参画推進会議設置要綱	58
やちよ男女共同参画プラン懇話会設置要領	59

第1章 策定にあたって

1 プラン策定の背景



本市では、平成 23 (2011) 年度から令和 2 (2020) 年度までを計画期間とする「やちよ男女共同参画プラン」(以下「第 1 次プラン」という。)に基づき、「認めあい 支えあい いきいきと暮らすために」の理念のもと、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。

この間、平成 28 (2016) 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。), 平成 30 (2018) 年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」, 平成 31 (2019) 年には「働き方改革関連法」が施行され、法整備が進められました。

しかしながら、未だに女性が自らの意思で社会のあらゆる分野において活動できる環境とはいえず、男性の家事・育児分野への参画も定着していないことなど、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会を構築するには多くの課題があります。

男女平等を示す世界経済フォーラムの「ジェンダー・ギャップ指数」を見ると、令和元(2019)年12月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数 2020」で日本は 121 位と過去最低を更新しており、依然として先進国の中で最低レベルという状況が続いています。

国連が平成 27 (2015) 年に採択した「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals) (以下「SDGs (エスディーゼズ)」という。)では、17 ある目標の中に「ジェンダー平等」が掲げられ、重要な課題の一つとされています。今後は、今まで以上にスピード感を持って、取組の推進を図らなければなりません。

男女共同参画社会の実現に向け、第 1 次プランの成果と課題、国内外の動向を踏まえ、「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」注¹⁾ 及び「第 5 次千葉県男女共同参画計画」を考慮し、「八千代市第 5 次総合計画」との整合を図り、「第 2 次やちよ男女共同参画プラン」(以下「第 2 次プラン」という。)を策定します。

注¹⁾ 令和 2 (2020) 年 12 月 25 日閣議決定。次の URL から読むことができます。

https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター (<http://www.unic.or.jp/>)

2 第1次プランの主な実績と課題



第1次プランでは、「認めあい 支えあい いきいきと暮らすために」を理念として、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までを第2期実施計画の計画期間とし、下記にあげた5つの主要課題を掲げ、計画を推進してきました。

主要課題

- 1 等しく認めあうー男女共同参画の意識づくりー
- 2 共につくりだすーあらゆる場への男女共同参画ー
- 3 自分らしく生きるーワーク・ライフ・バランスの推進ー
- 4 健やかに暮らすーいきいきと暮らすための健康と福祉の増進ー
- 5 みんなで推進するー推進体制の整備と協働の推進ー

(1) 各主要課題の主な実績と課題

主要課題1 等しく認めあうー男女共同参画の意識づくりー

講座の開催や情報紙の発行，関連図書の展示等を通し，性別役割分担意識是正のための啓発を継続してきましたが，男女共同参画が進んでいると感じている市民の割合は横ばいとなっています。

主要課題1における指標	計画策定時〔平成27 (2015)年度〕	令和元 (2019)年度	目標値
男女共同参画が進んでいると感じている市民の割合	12.9%	12.2%	15%

主要課題2 共につくりだすーあらゆる場への男女共同参画ー

政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため，庁内への意識付けを繰り返し行うなど，周知等によるポジティブ・アクション注²⁾の働きかけを継続してきましたが，各種審議会等における女性委員の登用率は横ばい，市職員における女性管理職の割合は低下しており，女性の参画が十分とはいえない結果となっています。

主要課題2における指標	計画策定時〔平成27 (2015)年度〕	令和元 (2019)年度	目標値
各種審議会等における女性委員の登用率	31.7%	31.5%	35%
各種審議会等における公募による市民委員の割合	21.9%	23.1%	25%
女性管理職の割合（市職員）	25.2%	18.4%	30%
自主防災組織カバー率	57%	56.4%	62%
女性消防団員数	26人	26人	30人
青少年育成団体数	53団体	50団体	56団体

注²⁾ 一般的には，社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して，一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより，実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

主要課題3 自分らしく生きる－ワーク・ライフ・バランスの推進－

市男性職員の育児休業取得率が目標値を達成し、市職員全体の年次休暇取得日数も上昇しています。

主要課題3における指標	計画策定時〔平成27 (2015)年度〕	令和元 (2019)年度	目標値
市男性職員の育児休業取得率	6.8%	13%	10%
市職員の年次休暇取得日数（年平均）	11.6日	12.7日	14日以上
家族経営協定の締結件数	25件	31件	37件
生涯学習情報が得られやすいと感じている市民の割合	19.9%	20%	50%
まちづくりふれあい講座の講座数	60講座	64講座	65講座
市民文化祭参加団体数	35団体	33団体	40団体
受講者の内、受講後に青少年団体指導者として活動した人の割合	60%	100%	80%

主要課題4 健やかに暮らす－いきいきと暮らすための健康と福祉の増進－

子育て支援の推進については、私立保育園と認定こども園に対する助成や、保育士の処遇改善を目的とした手当の支給を行い、保育環境の整備に努め、待機児童の解消を目指し取り組みました。

主要課題4における指標	計画策定時〔平成27 (2015)年度〕	令和元 (2019)年度	目標値
定期的に健康診断・健康診査を受けたり人間ドックを利用する市民の割合	61.9%	62.7%	70%
自分が健康だと感じている市民の割合	76.9%	72.5%	80%
保育園待機児童数	42人	30人	0人
学童保育所待機児童数	173人	100人	0人

主要課題4における指標	計画策定時〔平成27 (2015)年度〕	令和元 (2019)年度	目標値
八千代市が子育てしやすいまち と感じている市民の割合	49.1%	49.1%	55%
ひとり親家庭の就業率	88.8%	91.6%	92%

主要課題5 みんなで推進するー推進体制の整備と協働の推進ー

計画に記載の事業については取組が定着し、継続して行われていることから、各事業担当課が「積極的に推進を図り達成した」という評価をした事業の割合は一定の値に留まっており、「現状維持」という評価が多数となっています。

主要課題5における指標	計画策定時〔平成27 (2015)年度〕	令和元 (2019)年度	目標値
やちよ男女共同参画プランの取組について積極的に推進を図り達成した割合	34.5%	13.5%	50%

(2) 第1次プランの総括

第1次プランは、先行計画である「やちよ男女共生プラン」の事業を充実・発展させて継続したもので、基本的な構成は先行計画を踏まえたものとなっており、現在の社会情勢に対応した見直しが必要です。また、本計画に掲げた内容については、上記(1)のとおり一定の成果がみられ、部分的に達成した状況です。

これらを踏まえて、第2次プランでは、第1次プランの内容を精査し、男女共同参画の推進と関連が強い事業に絞り込み、取り組むべき内容を明確にするとともに、引き続き年度ごとに進行管理を行って、計画の推進を図ります。

第2章 プランの概要

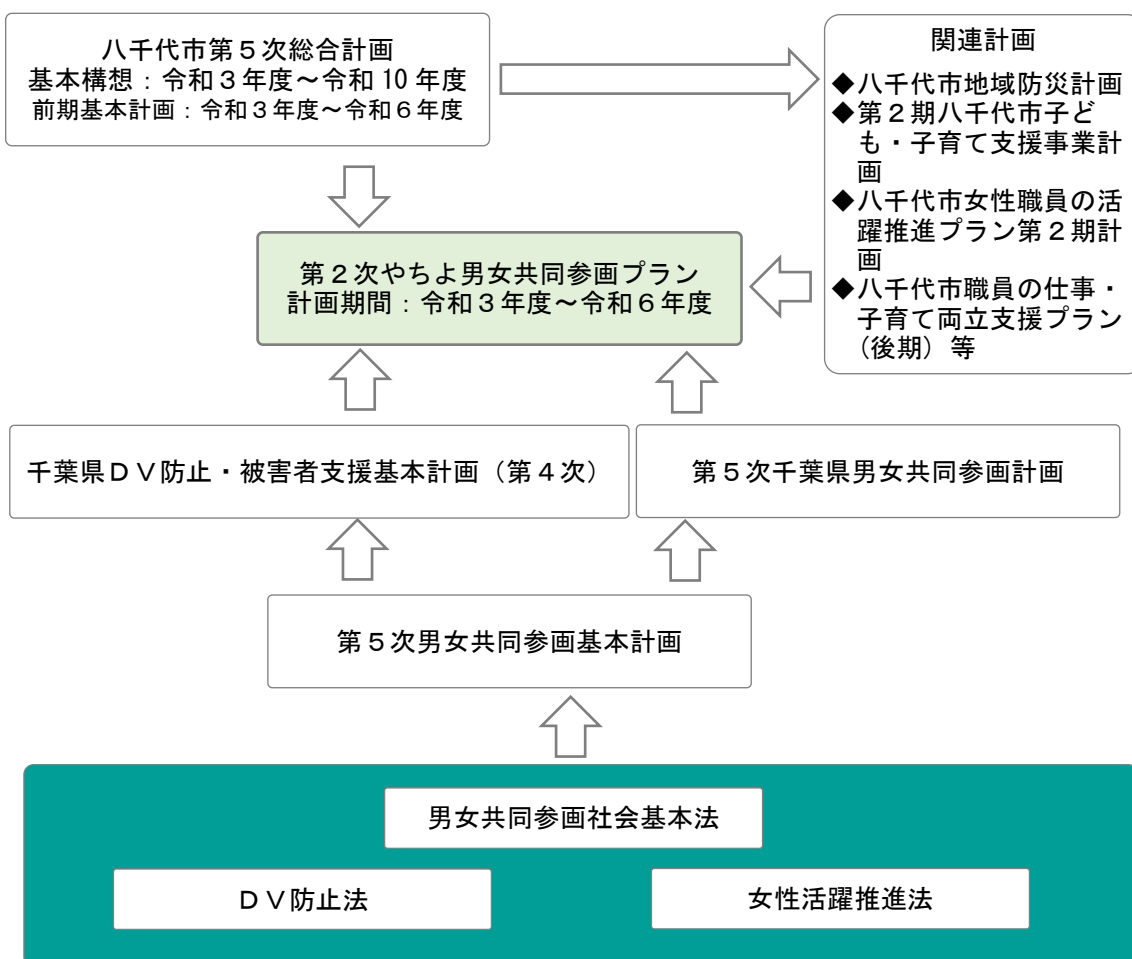
1 プランの位置付け



本プランは、「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」です。

また、本プランの目標1を「女性活躍推進法」第6条第2項に定める「市町村推進計画」として、さらに、目標2課題2を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」として位置付けます。

本プランは、「八千代市第5次基本構想」及び「八千代市第5次総合計画前期基本計画」、ほか関連計画との整合を図り、国の「第5次男女共同参画基本計画」並びに県の「第5次千葉県男女共同参画計画」を考慮した上で策定した計画です。



2 プランの期間



本プランは令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの4年間の計画とし、本プランをもって進行管理を実施します。

3 プランの基本理念



基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げています。

本プランでは、基本法の理念のもと、「誰もが活躍でき、尊重されるまち“やちよ”」を目指します。

4 プランの目標



本プランでは、次の4つの目標を設定し、本市の男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

1 共につくりだす「誰もが活躍できる環境」

社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず誰もが活躍できる環境を整えます。

2 互いに認め合う「個性が尊重されるまち」

一人ひとりの人権が尊重され、尊厳をもって暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

3 自分らしく生きる「男女共同参画の推進」

誰もが個性を生かして自分らしくいきいきと暮らすために、男女共同参画の推進を図ります。

4 みんなで推進する「連携した推進体制」

多様な主体との連携を図り、さまざまな意見や情報を取り入れて計画を推進します。

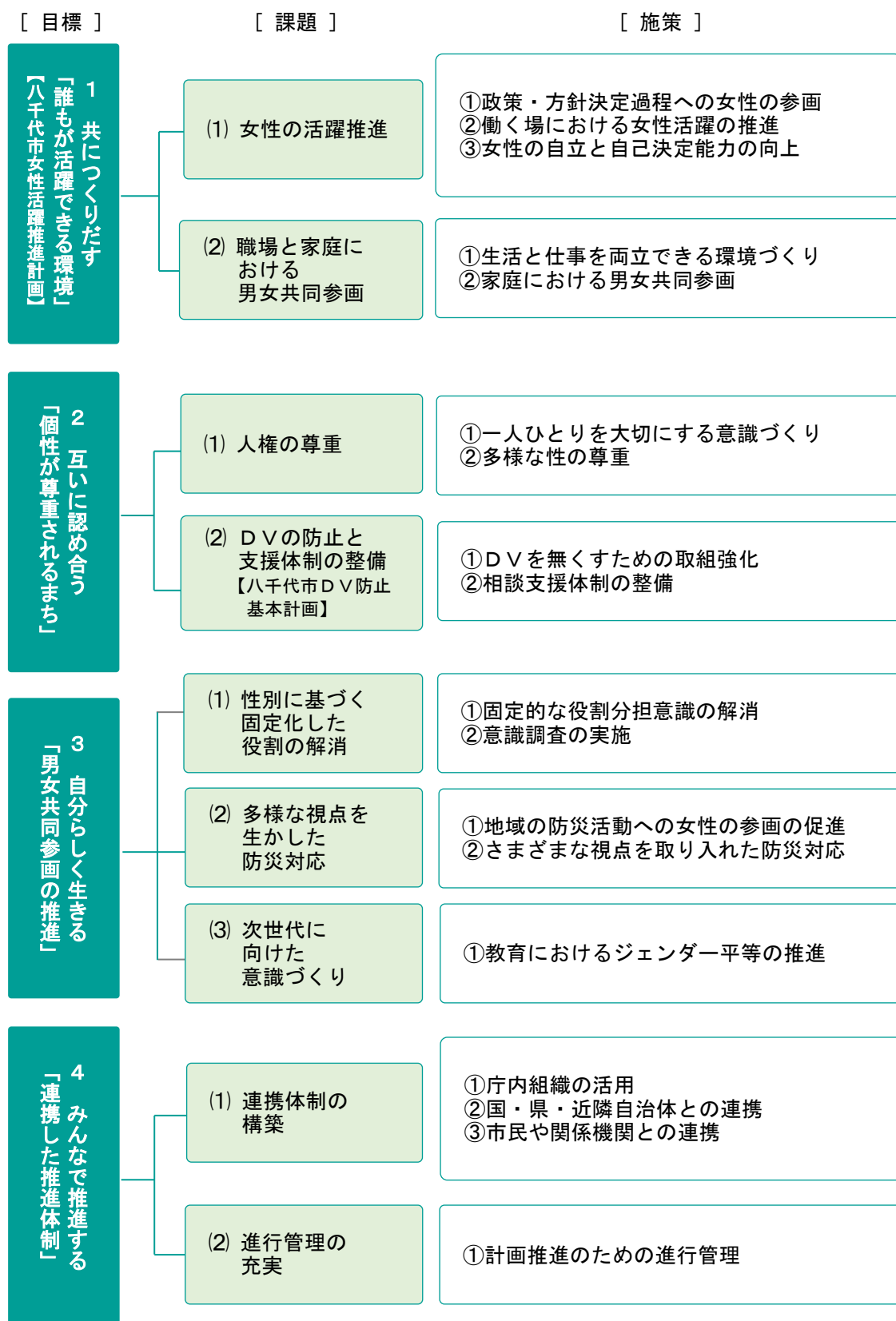
5 プランの体系



本プランは、4の目標、9の課題、18の施策から構成されています。

施策に沿って各事業を実施していきませんが、37の取組事業を本プランで進行管理していきます。

第2次やちよ男女共同参画プラン 体系図



6 プランの推進体制



本プランは、公募による市民委員と学識経験者から構成される「やちよ男女共同参画プラン懇話会」（以下「懇話会」という。）及び庁内組織である「八千代市男女共同参画推進会議」（以下「推進会議」という。）及び同会議幹事会において協議・検討し策定しました。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は広範囲の分野にわたることから、庁内関係部署との連携を図りながら、全庁的な施策の展開を図ることが重要です。

総合的に推進していくため、推進会議が中心となって全庁的な取組を進めます。また、懇話会からの意見を取り入れながら、男女共同参画社会の実現に向け、計画の推進に取り組みます。

7 プランの進行管理



本プランでは、計画の実効性を高めるため、進行管理を行う事業と関連計画等に推進を委ねる事業に分けています。

進行管理を行う事業については毎年度評価し、その結果を懇話会及び推進会議に報告し、公表します。また、計画期間中の男女共同参画推進に関する社会情勢の変化等、必要に応じて、計画の見直しを行います。

第3章 プランの内容

◆目標1 共に作りだす「誰もが活躍できる環境」

【八千代市女性活躍推進計画】

社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず誰もが活躍できる環境を整えます。

【数値目標】

項目	現状〔令和元 (2019)年度末〕	目標〔令和5 (2023)年度末〕
市の審議会等の女性委員割合	31.5%	40%

課題1 女性の活躍推進

令和元（2019）年の「労働力調査」結果では、15～64歳の女性の就労率が70.9%となり、10年前より約10%上昇しました。働く女性が増加するなかで、本市の女性の年齢別労働力率は、30歳代から40歳代前半の労働人口が少なく、30歳代を底とする「M字カーブ」を描いています。平成22（2010）年と平成27（2015）年の数値を比べると、底が上がっているものの、平成27（2015）年の30歳代の女性の労働力率は半数程度に留まり、千葉県全体や全国と比較すると、数値が低くなっています。令和元（2019）年9月に実施した「八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート」注³⁾（以下「市民アンケート」という。）の結果でも、子育て・介護との両立のために働けない人は全員が女性となっています。

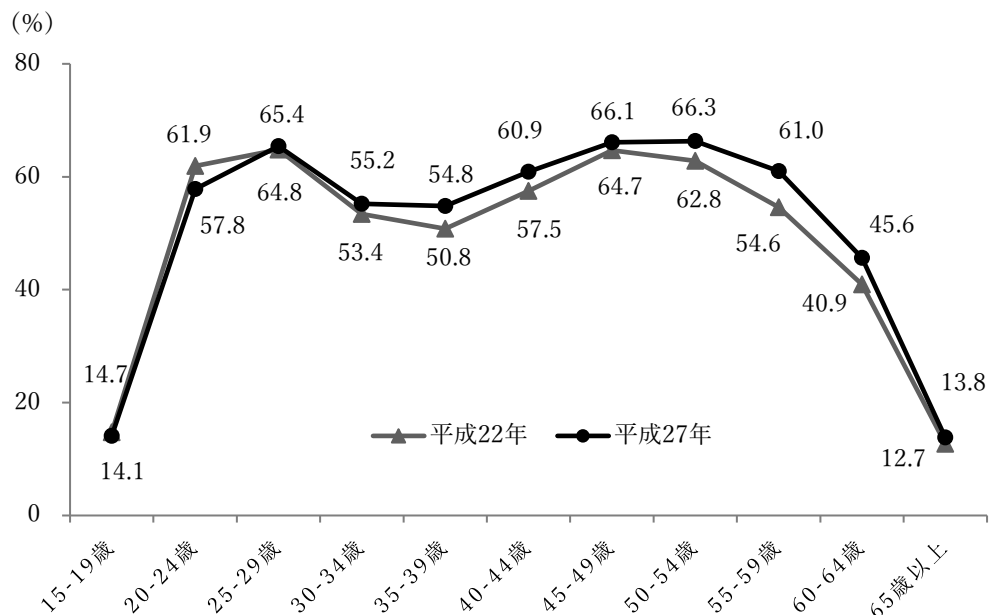
企業の幹部や議員といった政策・方針決定過程への女性の参画も依然として少なく、国際的に見ても、先進国の中で最低レベルという状況は変わっていません。令和元（2019）年12月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数2020」では、日本は経済活動や政治の分野への女性の参画が少ないために、153か国中121位と、前年の110位からさらに大きく順位を下げる結果となっています。加えて、日本の管理的職業従事者の女性割合は14.8%注⁴⁾で、項目別順位では131位となっています。

本市では、令和元（2019）年度末時点の審議会等における女性委員割合は31.5%、女性管理職割合は令和2（2020）年までに30%という国の目標を大幅に下回る18.4%という結果でした。人口の半分を占める女性の意見を政策形成に反映させるため、女性の参画を加速させる必要があります。

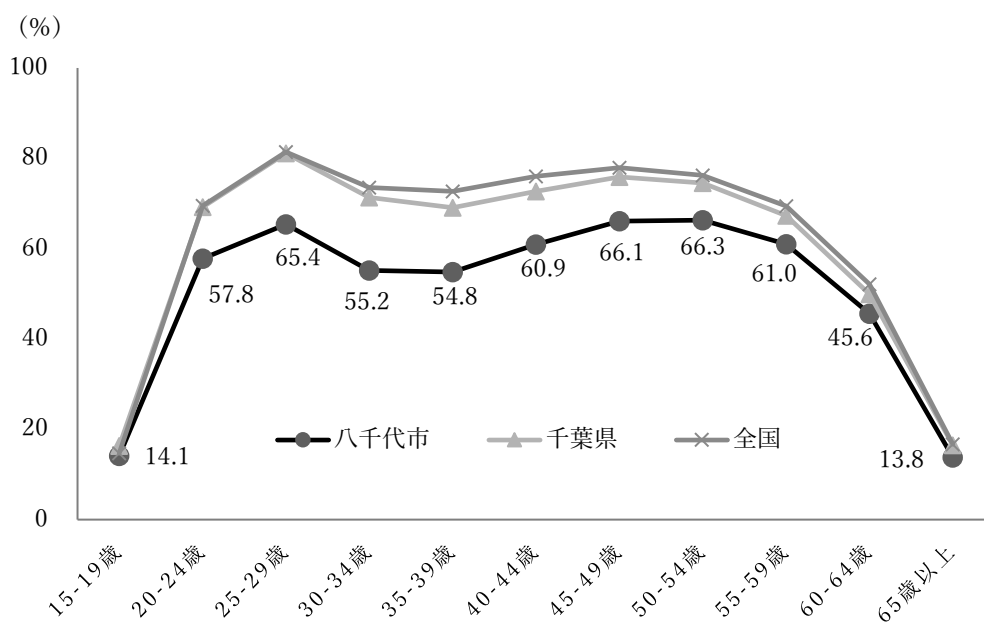
注³⁾ 八千代市在住の18歳以上の2,500人（無作為抽出）を対象に、令和元（2019）年9月実施。有効回収数702通、有効回収率28.1%

注⁴⁾ 令和元（2019）年「労働力調査」結果

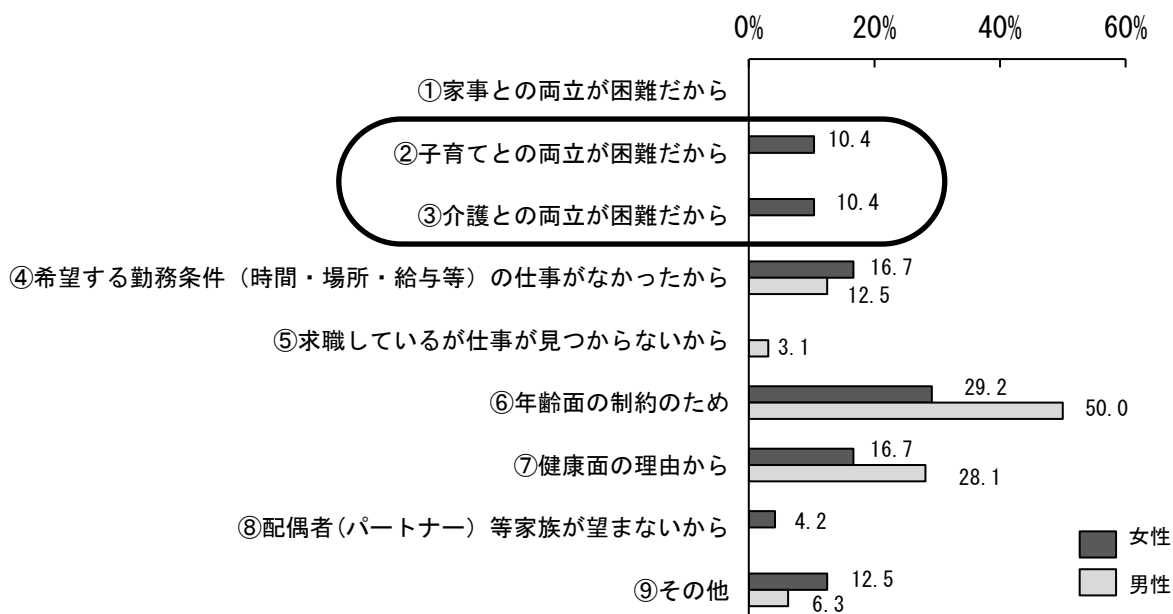
【八千代市における女性の年齢別労働力率の推移】
平成 22（2010）年・平成 27（2015）年国勢調査より



【八千代市と千葉県，全国との女性の年齢別労働力率の比較】
平成 27（2015）年国勢調査より



【令和元（2019）年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書より】
「働きたいが働けない」最も大きな理由（男女別）



● 施策1 政策・方針決定過程への女性の参画

【取組事業】

女性の意見を反映できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

事業1	審議会等委員への女性委員登用促進
事業概要	市の運営に女性の意見が生かされるよう、女性委員割合が目標値に満たない審議会等の所管課への働きかけや、推薦母体となっている団体等へのポジティブ・アクション等に関する啓発を行います。
所管課	各審議会等所管課，企画経営課

事業2	女性の政治分野への参画推進
事業概要	女性が政治をもっと身近に感じられるよう、女性市議の仕事の紹介などの情報発信を行い、政治分野における女性の活躍推進のきっかけにつなげます。
所管課	企画経営課，議会事務局庶務課，選挙管理委員会事務局

【既存の関連事業】

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
①女性管理職の育成（職員課）	キャリア育成支援のため、管理職に必要なマネジメント能力や仕事	（計画記載なし）

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
	と生活の調和の推進等に関する研修に積極的に派遣するなど、女性職員の意欲向上を図ります。	

● 施策2 働く場における女性活躍の推進

【取組事業】

働く場で女性が活躍するために、必要な情報を提供し就労への支援を行います。

事業3	女性の就職支援
事業概要	就職や再就職、キャリアアップを目指す女性を対象に、セミナーの実施等により情報を提供します。
所管課	企画経営課，商工観光課

事業4	女性の起業支援，ネットワークづくりの機会の提供
事業概要	起業を目指す女性などを対象に，講座や女性活躍のためのネットワークづくりの場を設け，情報交換ができるようにします。
所管課	企画経営課，商工観光課

【既存の関連事業】

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
②職員採用試験における女性志望者の拡大（職員課）	大学等における女性職員による採用説明会の実施や，採用情報を発信する際に，女性職員の活躍をホームページ等で紹介するなど積極的にPRを行います。	八千代市女性職員の活躍推進プラン第2期計画
③職域の拡大によるキャリアアップ支援（職員課，消防総務課）	これまで女性職員の配置が少なかった部署やポストにも，その適性を見極めながら広く配置するなど，多種多様な経験ができるような機会を設けます。	（計画記載なし）
④創業支援（商工観光課）	関係機関と協調し，相談窓口を設け，創業を希望する人のニーズに合ったビジネスモデルの構築，資金調達などの支援を行います。	八千代市創業支援等事業計画

● 施策3 女性の自立と自己決定能力の向上

【取組事業】

女性が自立する力を付け、自分の希望に沿った生き方を実現できるように、支援を行います。

事業5	ロールモデルの紹介による女性のエンパワーメント注 ⁵⁾
事業概要	セミナーの開催等による働く女性の目標となるロールモデルの紹介を通し、女性のエンパワーメントに向けた意識付けを行います。
所管課	企画経営課

注⁵⁾ 女性が自分自身の生活と人生を決定する力（パワー）をつけること。

事業6	女性のための相談の実施
事業概要	さまざまな悩みを抱える女性が自分らしい生き方を実現する支援につなげます。
所管課	企画経営課

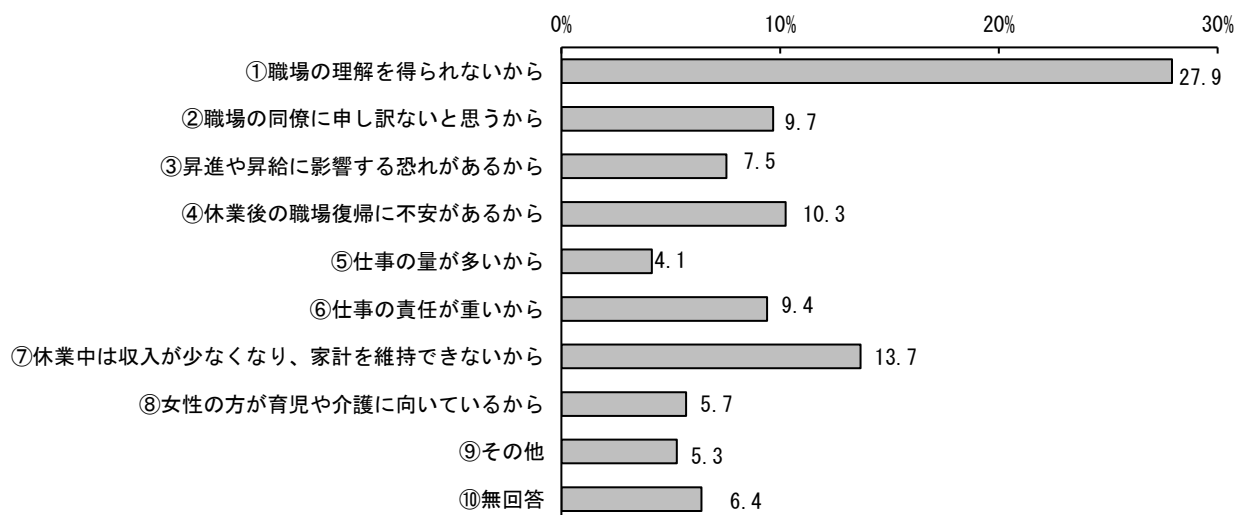
課題2 職場と家庭における男女共同参画

性別にかかわらず誰もが様々な活動に参画するためには、長時間労働をはじめとした今までの働き方の見直しが必要です。男性の育児休業取得率は、近年上昇しているものの依然として低水準になっています。市民アンケートによると、取得できない理由として最も多かったのが「職場の理解を得られないから」でした。

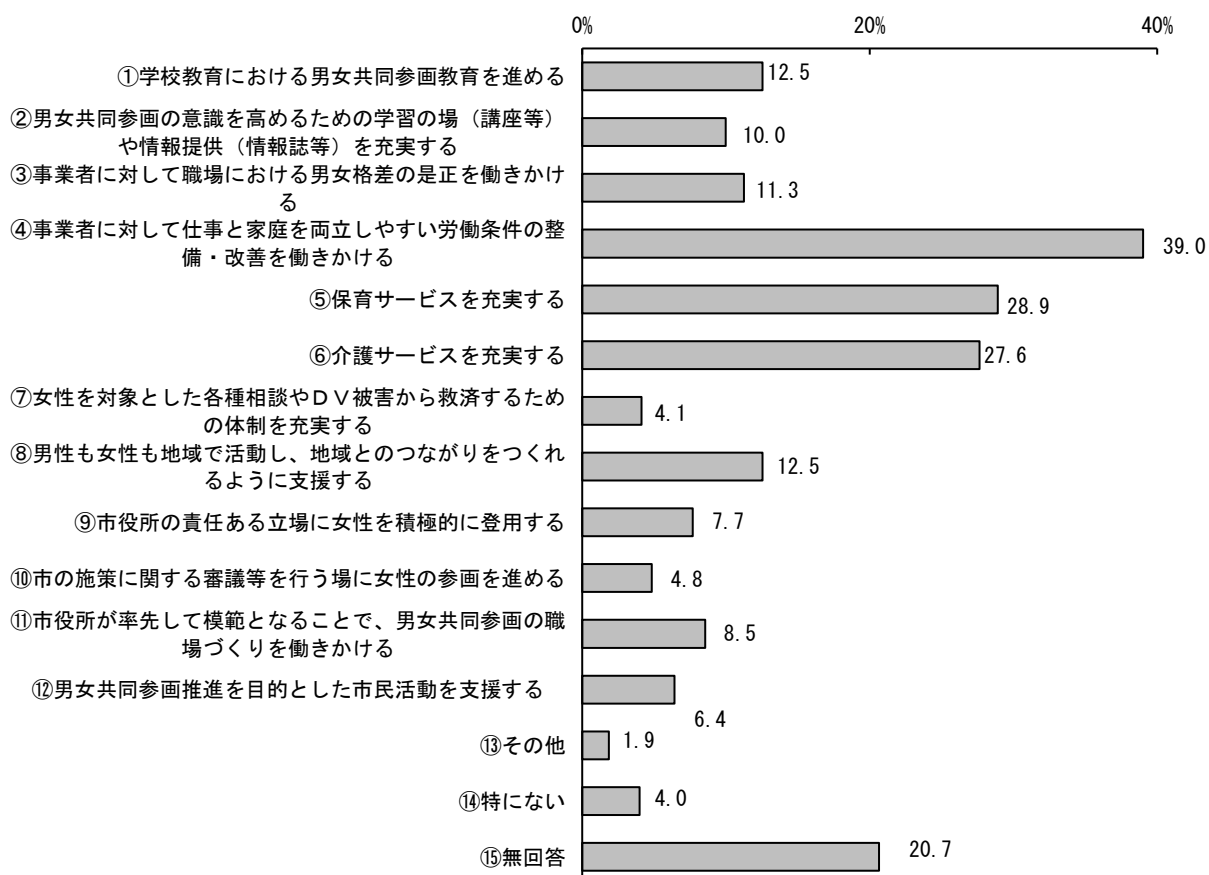
平成30(2018)年に実施した「男女共同参画社会の形成に向けての事業所調査」では、回答があった事業所の過半数が従業員1～9人、次いで約4割が10～99人規模の事業所で、両立支援制度の整備や代替要員の確保などを進めるには負担が大きく、対応が難しいという回答が寄せられています。

市民アンケートの結果では、「男女共同参画社会をつくるために、最も必要だと思うこと」について、「事業者に対して仕事と家庭を両立しやすい労働条件の整備・改善を働きかける」という回答が最も多かったことから、事業所の規模にかかわらず情報を行き届け、誰もが働きやすく、自分の生活と仕事を両立できる環境づくりに向け啓発を継続し意識付けを行う必要があります。さらに並行して、家庭での意識づくりが必要です。市民アンケート結果を見ると、「食事のしたく」や「洗濯」といった日常的に必要な家事について、6割以上が主に女性が担っていると回答しています。子育て世代の30～40歳代の育児分担についても、女性が「子どもの身の回りの世話」をする割合が高く、日常的な子どものサポートを女性が多く担っていることがうかがえます。性別にかかわらず家事や育児へ参画していけるよう、継続して取り組んでいきます。

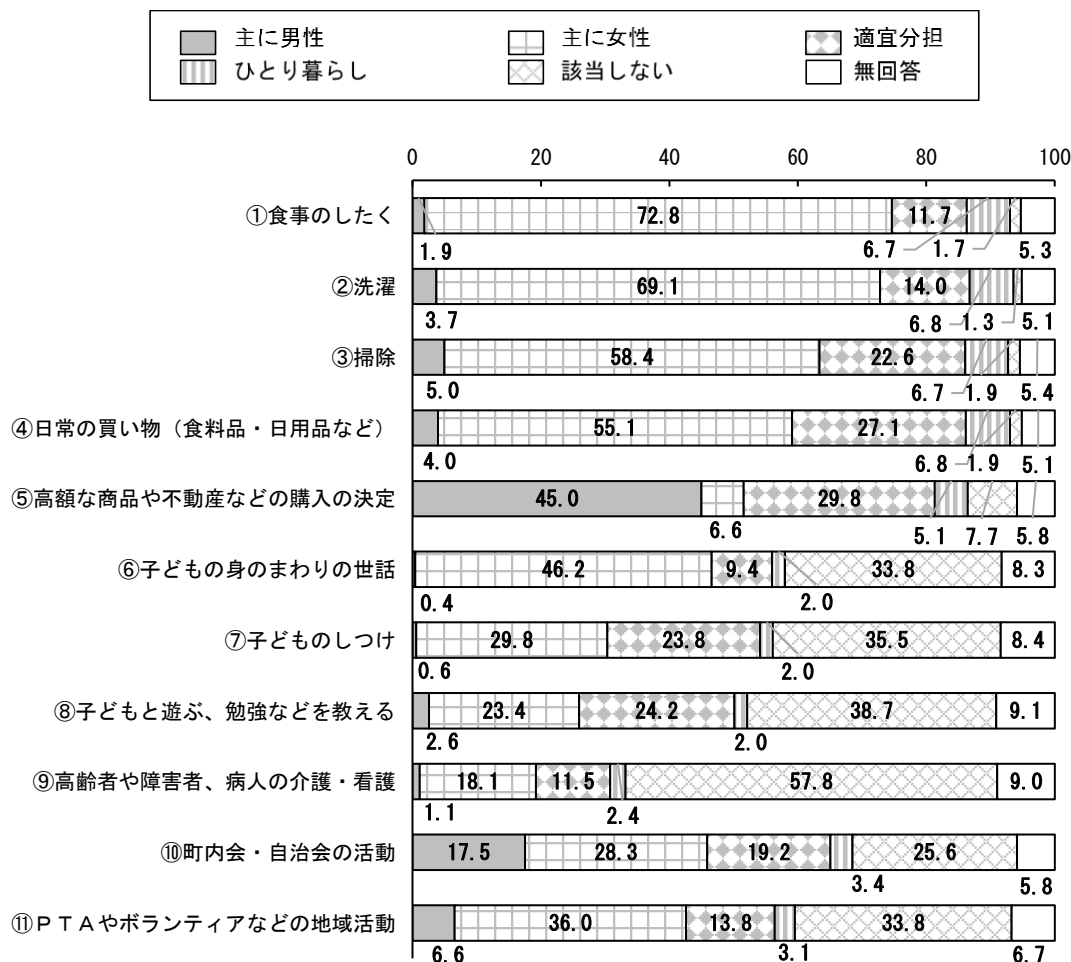
【令和元（2019）年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書より】
育児休業や介護休業を取る男性が少ない理由



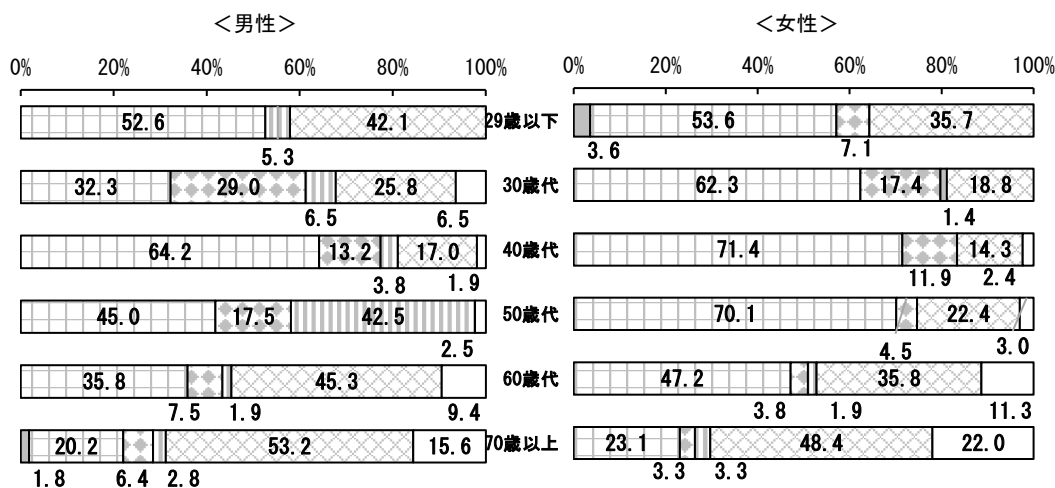
男女共同参画社会をつくるために、最も必要だと思う八千代市における取組（2つまで）



【令和元（2019）年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書より】
家事や育児などの役割分担



「子どもの身の回りの世話」の役割分担（男女別・年齢別）



● 施策1 生活と仕事を両立できる環境づくり

【取組事業】

関係機関との連携に努め、情報発信による意識づくりを重点的に行います。

事業7	関係機関と連携した情報提供
事業概要	テレワークなど多様な働き方や女性活躍推進に関する情報提供を、商工会議所など関係機関と連携して行います。
所管課	企画経営課，商工観光課

【既存の関連事業】

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
⑤時間外勤務の縮減（職員課）	定時退庁日の周知や事務の簡素合理化の推進に取り組めます。	八千代市職員の仕事・子育て両立支援プラン（後期）
⑥育児休業を取得しやすい環境の整備（職員課）	休業制度の周知や円滑な職場復帰の支援に取り組めます。	八千代市職員の仕事・子育て両立支援プラン（後期）

● 施策2 家庭における男女共同参画

【取組事業】

家事や育児の基礎的な知識を提供することは、男性の参画のきっかけとなります。また、仲間づくりや地域活動などの多様な分野への参画支援にもつながります。

事業8	男性の家事・介護参画促進
事業概要	男性を対象に家事や介護，ワーク・ライフ・バランス等に関する講座の実施や情報提供を行います。
所管課	企画経営課

事業9	男性の子育て参画促進
事業概要	妊娠中から夫婦で子育てする意識を高めたり，父親が子どもと一緒に参加して学んだり遊んだりする機会や，父親同士の交流の場をつくることで，父親の子育てへの参画を促進します。
所管課	子ども保育課（子ども支援センターすてっぷ21），母子保健課，企画経営課

【既存の関連事業】

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
⑦ニーズに合わせた保育事業の充実（子ども保育課）	病児・病後児保育事業、一時預かり事業などの充実に努め、ニーズに沿った対応と受け皿の確保に努めます。	第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画
⑧親子のふれあいや交流機会の充実（子ども保育課、生涯学習振興課）	子どもを連れて利用できる施設やイベント等を周知し、交流機会の充実に図ります。	第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画

◆目標2 互いに認め合う「個性が尊重されるまち」

一人ひとりの人権が尊重され、尊厳をもって暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

【数値目標】

項目	現状	目標
次のような行為をDVと認識する人の割合 <ul style="list-style-type: none"> ・精神的暴力：交友関係や電話を細かく監視する ・経済的暴力：必要な生活費を渡さない ・性的暴力：避妊に協力しない 	新規指標のため 現状値なし	すべての項目において、100% 注 ⁶⁾

注⁶⁾ 市民意識調査結果

課題1 人権の尊重

人は誰でも人として尊重され、人間らしく生きる権利を持っています。長い間女性は、男性より低い存在として見られてきた歴史があります。女性差別撤廃条約の批准や法整備などにより、日本における女性の地位は向上してきましたが、いまだに女性が性別に基づく不利益を被っている現状があります。

SDGsでは、ジェンダー平等について「人類の潜在力の開花と持続可能な開発の達成は、人類の半数にのぼる女性の権利と機会が否定されている間は達成することができない。女性と少女は、質の高い教育、経済的資源への公平なアクセス、また、あらゆるレベルでの政治参加、雇用、リーダーシップ、意思決定において男性と同等の機会を享

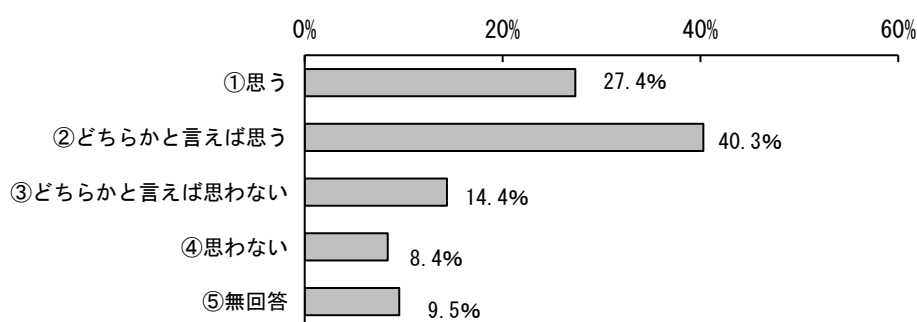
受すべきである」としています。いまなお女性は様々な面で性別に基づく差別を受けており、人権が守られていないというのが世界の共通認識です。

性別による不必要・不適切な区別をなくすことで、ジェンダー平等が達成され、個性を尊重する社会にしていくことができます。

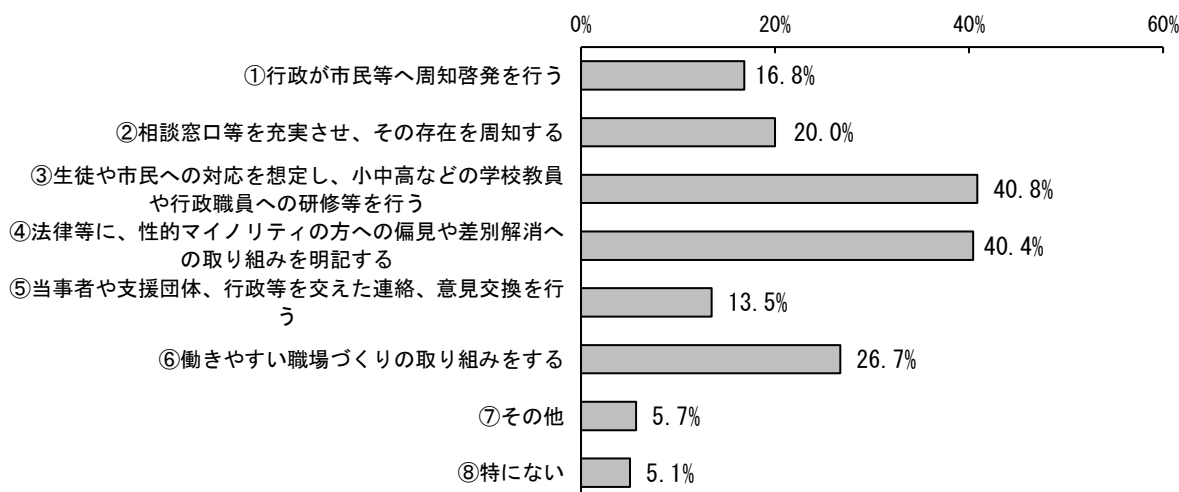
また、「LGBT」という言葉が示す、性的マイノリティの人々は、生活する上で差別や偏見など様々な困難に直面し続けています。市民アンケート結果によると、性的マイノリティの人々が生活しづらい社会だと思う・どちらかと言えば思う人は 67.7%でした。そのうち対策として「生徒や市民への対応を想定し、小中高などの学校教員や行政職員への研修等を行う」を選んだ人が 40.8%と最も多いことから、研修等を通じて職員の意識づくりを重点的に行っていきます。

私たちは、お互いを認め合い尊重することの大切さを知っていますが、知識が行動に結びつかなければ状況は変わりません。行動へと変化させていくためには、自分の中にも偏見や思い込みがあり、それが生活しづらい社会をつくる要因につながっていることを自覚し、改善しなければなりません。

【令和元（2019）年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書より】
現在、性的マイノリティ（またはLGBT等）の方々にとって、
偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思いますか



【令和元（2019）年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書より】
性的マイノリティの方々に対する偏見や差別をなくし、性的マイノリティの方々が生活しやすくなるためにどのような対策が必要だと思いますか（2つまで）



● 施策1 一人ひとりを大切にする意識づくり

【取組事業】

ジェンダー平等に関する啓発等を通し、一人ひとりが自分自身や相手を大切にする人権意識を醸成します。

事業 10	ジェンダー平等の周知と啓発
事業概要	パネル展示やパンフレットの配布等によって、SDGsに掲げるジェンダー平等や、女性の権利に関する周知と啓発に取り組みます。
所管課	企画経営課

事業 11	職員の意識啓発
事業概要	男女共同参画への職員の理解を深めるために、ジェンダー平等に関する研修等による意識啓発を行います。
所管課	職員課、企画経営課

【既存の関連事業】

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
⑨人権啓発活動活性化事業（健康福祉課）	人権尊重についての啓発事業や啓発活動を通して、一人ひとりの人権や	（計画記載なし）

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
	人格を尊重する意識の浸透を図ります。	
⑩人権相談（健康福祉課）	人権に関するさまざまな悩み等について、船橋人権擁護委員協議会の人権擁護委員による人権相談の場を提供します。	（計画記載なし）
⑪在住外国人へのコミュニケーション支援（シティプロモーション課）	多文化交流センターに通訳を配置して、相談業務や情報提供を行います。また、八千代市国際交流協会の日本語教室を支援することで、日本語の学習機会を提供します。	八千代市第3次多文化共生プラン

● 施策2 多様な性の尊重

【取組事業】

SOGI⁷⁾の視点から、自分の性が多様な性のあり方の一つという認識を周知し、偏見のない誰もが尊重される社会へ近づけることを目指します。

注⁷⁾ 人にはそれぞれ性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）があり、自分の性が多様な性のあり方の一つという認識。SOGI（ソジ・ソギ）は、この頭文字をとったもの。

事業12	多様な性への理解促進
事業概要	性的マイノリティの方の置かれている状況を正しく理解するための情報収集や、啓発活動などを通じた多様な性への理解促進に努めます。また、パートナーシップ制度 ⁸⁾ について調査、研究を行います。
所管課	企画経営課

注⁸⁾ 一般的には、法律上の婚姻とは異なるものとして、男女の婚姻関係と異なる程度の関係性にある同性カップルを対象として、一定の条件を満たした場合に行政機関がパートナーの関係であることを証明する仕組みのことです。

事業13	性別記載欄の削減
事業概要	庁内各課との連携により、各種書式における性別記載欄の必要性について検討します。
所管課	企画経営課

課題2 DVの防止と支援体制の整備

【八千代市DV防止基本計画】

暴力は相手を思い通りにするための行動です。暴力による支配は、被害を受けた人の自尊心や可能性を奪います。暴力は重大な人権侵害であり、誰もが安全に安心して暮らせる環境の整備は、一人ひとりが活躍できる社会を目指すうえでの大前提となります。

配偶者や恋人など、親密な関係にある人からふるわれる暴力をドメスティック・バイオレンス（DV）といいます。女性に対する暴力の実態については、配偶者からの暴力の被害経験のある女性は3人に1人注⁹⁾と、引き続き深刻な社会問題となっています。いかなる理由でも、暴力は間違った手段であり、絶対に許すことはできません。新型コロナウイルス感染症の影響で、在宅時間の増加やストレスからDVのリスクが高まっているなか、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を引き続き進めていく必要があります。

また、若年層が加害者や被害者にならないための予防啓発として、SNSなどを活用した情報発信などについての検討も重要になります。

本市では、本プランの目標2課題2を、DV防止法に基づく基本計画として位置付け、DVを絶対に許さない意識の醸成や相談による支援を行います。

注⁹⁾ 20歳以上の男女5,000人を対象とした内閣府「男女間における暴力に関する調査〔平成29（2017）年度〕」より

八千代市のDV相談件数

年度	件数	うち女性
平成29（2017）年度	29	29
平成30（2018）年度	49	47
令和元（2019）年度	70	70

● 施策1 DVを無くすための取組強化

【取組事業】

暴力を絶対に許さないという意識を広げ、DVの根絶を目指します。

事業14	早期解決につなげるための情報発信
事業概要	DVが人権侵害であることや、相談窓口についての情報を発信することで問題の早期解決につなげます。
所管課	企画経営課

事業 15	DVの根絶に向けた啓発事業の実施
事業概要	「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間等に合わせて、暴力が犯罪であることを市民に広く周知し、DVやハラスメントの防止に向け、アンガーマネジメント注 ¹⁰⁾ 等と併せた啓発を行います。
所管課	企画経営課

注¹⁰⁾ 怒りの感情と上手に付き合うための心理教育、心理トレーニング

事業 16	次世代への啓発活動
事業概要	交際中のカップルの中で起こる「デートDV」が暴力であると知ることや、自分を大事にする生き方を選ぶことの大切さを周知します。
所管課	企画経営課

【既存の関連事業】

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
⑫ハラスメント防止に向けた取組の実施（職員課）	職場のハラスメントを防止するためにアンケート調査を定期的実施し実態を把握するとともに、ハラスメントに関する苦情相談窓口について周知徹底します。	（計画記載なし）
⑬事業所への意識啓発（商工観光課）	職場におけるハラスメント防止に関する情報提供による意識啓発を行います。	（計画記載なし）

● 施策2 相談支援体制の整備

【取組事業】

既存の相談事業を継続し、さらに関係機関との連携を図ります。

事業 17	相談による支援
事業概要	DV被害者の意向を尊重しながら、安全確保や自立に至るまでの相談支援を行います。
所管課	福祉総合相談室

事業 18	関係機関との連携
事業概要	DVに関わる機関（女性サポートセンターなど）との情報交換・連携を図ることにより支援体制の充実に努めます。また、子どもがいる世帯では、DVは子どもへの心理的な虐待にあたり、児童虐待の深刻化を招く恐れがあることから、関係する機関と連携して支援を行います。
所管課	福祉総合相談室、子ども相談センター

◆目標3 自分らしく生きる「男女共同参画の推進」

誰もが個性を生かして自分らしくいきいきと暮らすために、男女共同参画の推進を図ります。

【数値目標】

項目	現状	目標
「夫は外で働き、妻は家庭を守る方がよい」の考えに反対する市民の割合	新規指標のため現状値なし	70% 注 ¹¹⁾
性別にとらわれず多様な生き方・働き方を選択できると感じている市民の割合	30.4%	35% 注 ¹¹⁾

注¹¹⁾ 市民意識調査等結果

課題1 性別に基づく固定化した役割の解消

市民アンケート結果では、男女の平等感について、「政府や企業での重要な意思決定の場」「政治」の分野で約6割、「慣習、しきたり等」「就職の機会、職場での働き方や処遇」で約半数が「男性が優遇されている」と回答しています。目標1に記載したジェンダーギャップ指数の数値に表れているだけでなく、実感として男女の格差がなくなっていないことがわかります。

「アンコンシャス・バイアス」（無意識の思い込み）という言葉は、誰もが潜在的に持っているバイアス（偏見、思い込み）のことを言い、育つ環境や所属する集団のなかで知らず知らずのうちに刻み込まれ、固定観念とされていきます。

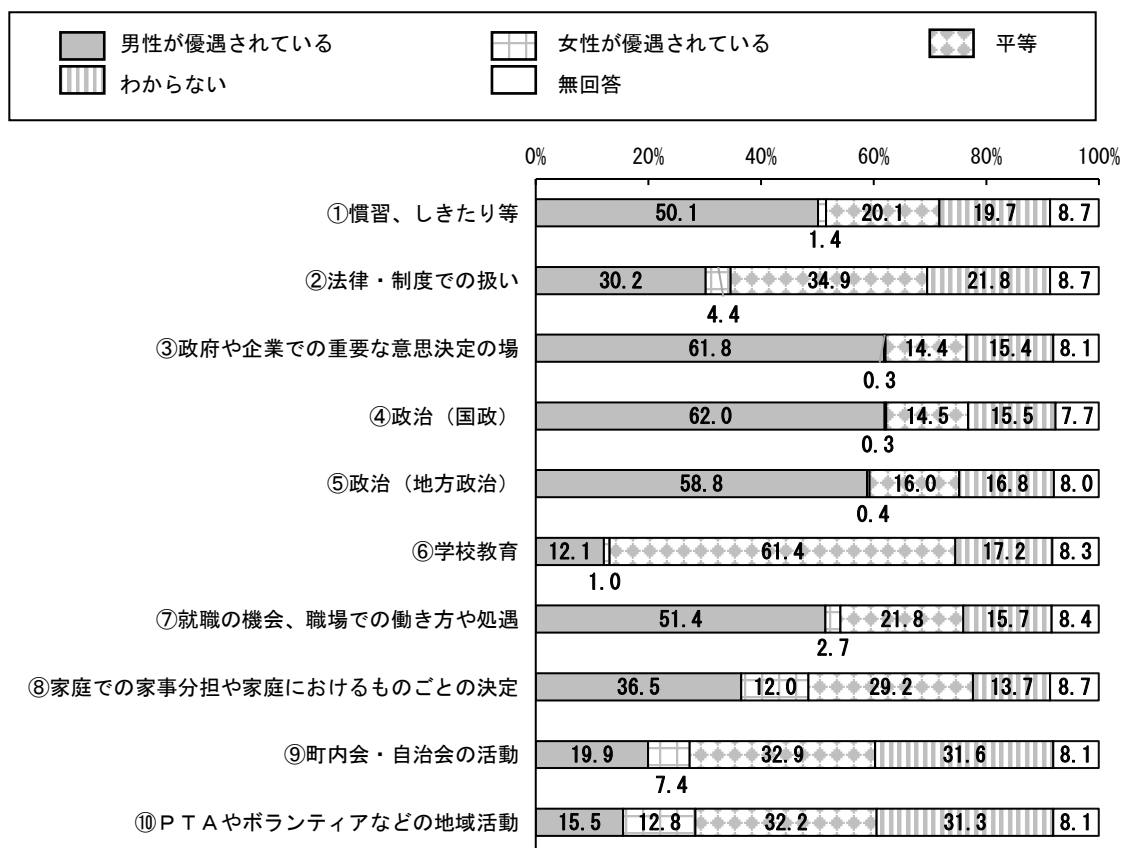
性別に関する固定観念を表す言葉として、「固定的性別役割分担意識」があります。性別によって、役割を固定的に分ける考え方のことをいい、根深く社会に残っています。令和元（2019）年9月の国の調査注¹²⁾で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成は35%でした。平成28（2016）年の同調査より減少しているものの、年齢別結果では20歳代、30歳代の若年層でも賛成が3割と、一定数が賛成と回答

しています。

近年、多様な性、幅広い年齢層の人、多様な人種、異なる価値観を持つ多様な人を認め合い生かす「ダイバーシティ」の考え方が広がっています。「女性だから」「男性だから」という考え方ではなく、性別に捉われず、多様な生き方・働き方を選択できる社会の実現に向け、取り組んでいく必要があります。

注¹²⁾ 18歳以上の男女5,000人を対象とした内閣府「男女共同参画に関する世論調査〔令和元（2019）年度〕」より

【令和元（2019）年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書より】 各分野の男女の平等感



● 施策1 固定的な役割分担意識の解消

【取組事業】

社会に依然として残っている昔からの性別役割分担意識の是正を図り、実質的なジェンダー平等の実現に向け取り組みます。

事業 19	市ホームページや情報メール等による情報発信
事業概要	市の情報ツールを効果的に活用してタイムリーに情報発信を行い、意識の啓発を図ります。
所管課	企画経営課

事業 20	図書館との連携
事業概要	男女共同参画に関連した図書の展示を行うなど、連携した啓発を行います。
所管課	図書館、企画経営課

事業 21	市発行物における、男女共同参画の視点からの表現に関する情報の発信
事業概要	市の発行物に性別役割分担に結び付く表現が含まれないよう、男女共同参画の視点からの表現に関する情報を庁内に発信します。
所管課	企画経営課

● 施策2 意識調査の実施

【取組事業】

定期的に意識調査を実施して状況を把握し、各施策の方向性を確認します。

事業 22	市民・事業所・職員等を対象とした意識調査実施
事業概要	男女共同参画に関する定期的な意識調査注 ¹³⁾ を実施し、その結果を事業の推進に活用します。
所管課	企画経営課

注¹³⁾ 各調査の実施予定 市民対象：令和5（2023）年度、事業所対象：令和4（2022）年度、
職員対象：令和3（2021）年度

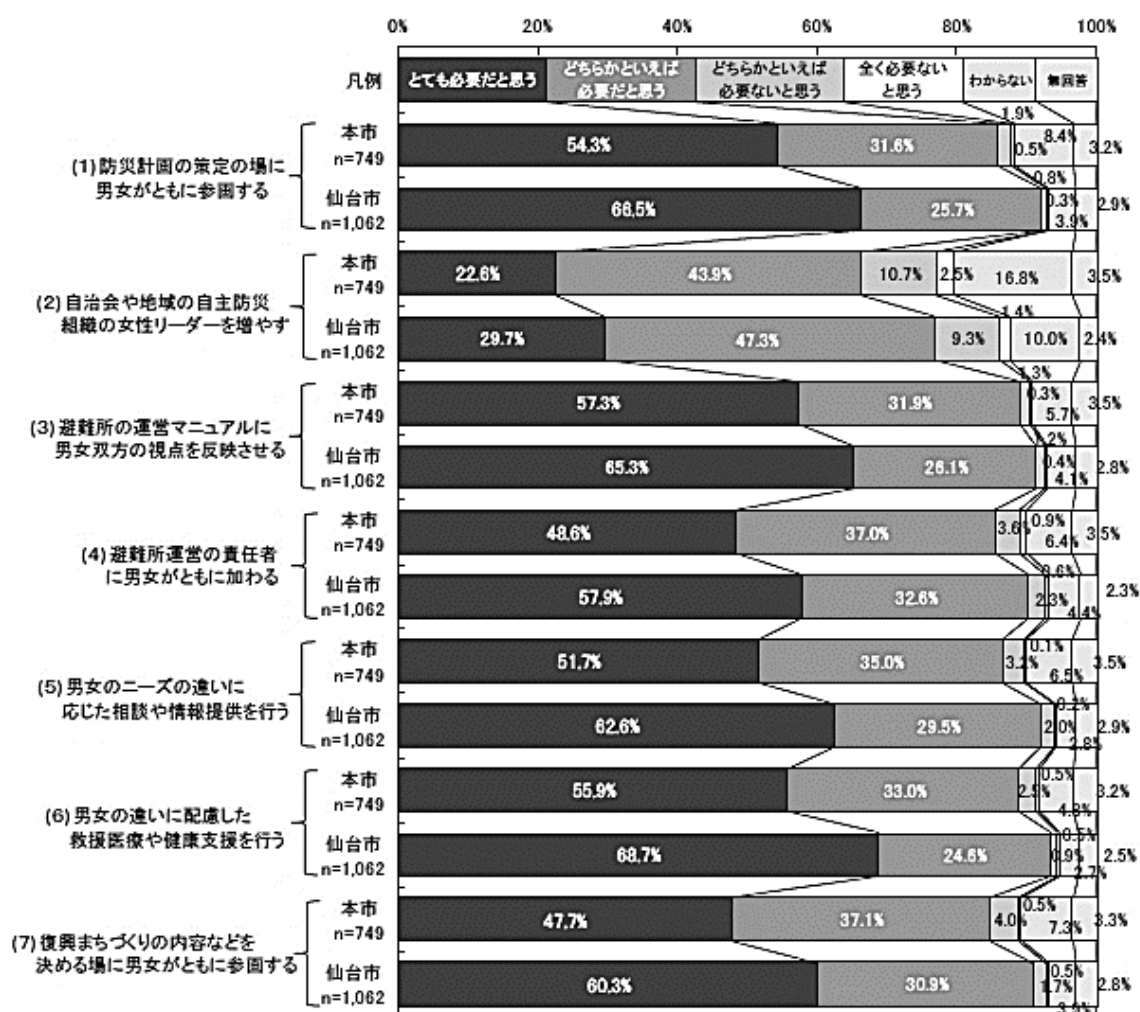
課題2 多様な視点を生かした防災対応

非常時には、日頃の固定的な性別役割分担意識が一層現れやすいといわれていることから、平常時から男女共同参画社会の実現に向けた検討が必要です。過去の震災では、避難所の責任者の多くが男性であり、女性には家事・子育て・介護等が集中するなどの問題が明らかになっています。また、意思決定過程への女性の参画が十分にできていなかったことから、さまざまな意見が反映されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が浮き彫りになりました。熊本市が平成30（2018）年に実施した調査によると、必要だと思う性別の違いに配慮した防災上の取組について、「防災計画の策定の場に男女がともに参画する」、「避難所の運営マニュアルに男女双方の視点を反

映させる」、「性暴力やDVへの対策を強化する」など、ほぼ全ての項目で必要だと回答した人が8割を超える結果で、東日本大震災時の仙台市でも同様の結果がありました。

一人ひとりが災害時の担い手として個性と能力を発揮することができれば、多様な人々への配慮が行き届く避難所運営や、地域の復興、生活再建などに迅速に取り組むことができます。令和2（2020）年5月に内閣府男女共同参画局が作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を踏まえ、災害に備えて、防災分野への女性の参画を推進することで意識の醸成を図り、女性の意見を取り入れた災害対応の強化に結び付けていく必要があります。

【熊本市 人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査結果〔平成30（2018）年10月〕より】必要だと思う性別の違いに配慮した防災の取組（平成26（2014）年度仙台市男女共同参画に関する市民意識調査結果との比較）



● 施策1 地域の防災活動への女性の参画の促進

【取組事業】

地域防災への女性の参画を促進させ、女性の実生活に根ざした知識や能力を防災活動の中に生かすことにつなげます。

事業 23	防災訓練等における啓発
事業概要	災害時の避難所運営等において、多様なニーズに配慮した運営ができるよう、防災訓練等で男女共同参画の視点からの防災や、自主防災組織への女性の参画を呼びかけます。
所管課	危機管理課，企画経営課

事業 24	女性消防団員との連携
事業概要	女性消防団員と連携し、防災分野への女性参画の推進を図ります。
所管課	消防総務課，企画経営課

事業 25	女性の避難所運営への参画推進
事業概要	災害時における性別役割分担を無くすために、女性の避難所運営への参画を促進します。
所管課	危機管理課

● 施策2 さまざまな視点を取り入れた防災対応

【取組事業】

女性の意見を防災対応に取り入れることで、災害時に起こるさまざまな困難に対応できる環境づくりにつなげます。

事業 26	男女共同参画の視点から取り組む防災情報の提供
事業概要	市ホームページなどで、男女共同参画の視点から取り組む防災に関する情報提供を行います。
所管課	危機管理課，企画経営課

事業 27	避難所開設担当職員等への意識啓発
事業概要	過去の被災地での経験から、避難所で性暴力が多く起こっていたことがわかっています。避難所開設担当職員をはじめ、職員への意識付けを行い、避難所での性暴力を許さない体制を作ります。
所管課	危機管理課，企画経営課

課題3 次世代に向けた意識づくり

男女共同参画社会をつくるためには、子どもの頃からの性別にかかわらず一人ひとりを認め合う意識づくりが必要です。

学校教育で男女が平等だと感じている人の割合は、市民アンケートで約6割と他分野よりも多くなっていますが（P. 25 参照）、ガールスカウト日本連盟が平成 31（2019）年 3 月、女子高校生 524 人を対象に実施した調査注¹⁴）では、学校での男女の役割分担についての質問に、約9割が「男女が同程度」を理想と回答している一方、実際に女子生徒が中心的な役割を担うのは、理科の実験が7%であるのに対し、家庭科の調理実習が52%となっています。こうしたデータもあるなか、将来にわたって子どもたち一人ひとりが性別にとらわれずに多様な生き方、働き方を選択できるよう、連携してジェンダー平等に関する周知や職員の意識づくりを推進します。

注¹⁴）「女子高校生が感じるジェンダーバイアス 『ジェンダー』に関する女子高校生調査報告書」参照。

右の URL から読むことができます。 <https://www.girlscout.or.jp/activities/project/research/>

● 施策1 教育におけるジェンダー平等の推進

【取組事業】

教育の中でジェンダー平等に関する知識を得ることは、自分の身近なところにある性別役割分担などへの個々の気付きを促し、自分を大切にすることや、自分らしく生きるための基盤になります。また、幼児期からの個性を伸ばす環境は、その後の意識の醸成につながります。

事業 28	児童生徒のジェンダー平等の意識づくり
事業概要	リーフレット等を活用し、ジェンダー平等について児童生徒が認識を持つきっかけを作ります。
所管課	企画経営課，指導課

事業 29	教職員研修の実施
事業概要	ジェンダー平等を含めた人権を尊重する意識を児童生徒が学べるよう、教職員に対し研修等による意識の醸成を図ります。
所管課	指導課

事業 30	個性を伸ばす保育の実践
事業概要	性別に捉われることのない、個性と能力を生かした保育を行います。
所管課	子ども保育課

事業 31	性教育の実施
事業概要	小中学校における性教育の推進を図ります。
所管課	保健体育課

事業 32	学生への意識啓発
事業概要	学生向けの効果的な情報提供について検討します。
所管課	企画経営課

◆目標4 みんなで推進する「連携した推進体制」

多様な主体との連携を図り、さまざまな意見や情報を取り入れて計画を推進します。

【数値目標】

項目	現状	目標
第2次やちよ男女共同参画プランにおいて、達成できた事業の割合	新規指標のため 現状値なし	100%

課題1 連携体制の構築

男女共同参画に関する課題は社会の広範囲にわたることから、課題解決を図るためには、庁内関係部署との連携はもとより、行政だけでなく市民をはじめ、国・県・近隣自治体等多様な主体との連携が不可欠です。

本市における、男女共同参画に関する施策の効果的な推進等を目的に組織された、やちよ男女共同参画プラン懇話会や男女共同参画センターの関係団体等、多くの市民と連携することでさまざまな意見を取り入れ、幅広い層を対象にした取組事業の充実を目指すことが重要です。また、新しい情報を得やすい環境をつくり社会情勢を把握していくことで、ニーズの変化にも対応できる柔軟な体制にする必要があります。

● 施策1 庁内組織の活用

【取組事業】

全庁的な男女共同参画の推進を図ります。

事業 33	庁内推進体制の充実
事業概要	庁内の組織として設置している「八千代市男女共同参画推進会議」を活用した、推進体制の強化を図ります。
所管課	企画経営課

● 施策2 国・県・近隣自治体との連携

【取組事業】

国・県・近隣自治体と連携することで、全体の動きと最新情報を把握し、効果的な事業の推進を図ります。

事業 34	会議等への参加
事業概要	国・県が開催する会議に参加することで情報を収集し、県内各市との情報交換も積極的に行います。
所管課	企画経営課

● 施策3 市民や関係機関との連携

【取組事業】

市民との連携を図り、意見を収集することで各施策に生かしていきます。また、商工会議所等の関係機関との連携は、男女共同参画センターの事業の周知にもつながります。

事業 35	市民参加の推進
事業概要	やちよ男女共同参画プラン懇話会や、男女共同参画センターの支援団体との連携によって市民参加の推進を図り、意見の収集を行います。
所管課	企画経営課

事業 36	関係機関との連携
事業概要	関係機関と広く連携し、事業に生かしていきます。
所管課	企画経営課

課題2 進行管理の充実

取組が着実に実行され、計画が効果的に推進されているか確認するために、定期的に進捗状況調査を実施して公表します。

● 施策1 計画推進のための進行管理

【取組事業】

計画の実行性を高めるために、進捗状況を管理評価します。

事業 37	進捗状況調査の実施と評価
事業概要	効果的な計画の進行管理を実施するとともに、庁内会議や「やちよ男女共同参画プラン懇話会」の評価、意見を反映して計画の推進を図ります。
所管課	企画経営課

参考資料

やちよ男女共同参画プラン懇話会委員名簿

任期：令和元（2019）年10月1日から令和3（2021）年9月30日

市民委員と学識経験者の別	氏名	所属等
市民委員	小野沢 旬子	
	武田 美保	
	中田 雅彦	
	野口 和子	
	力石 洋平	
学識経験者	木村 恵子	千葉県退職女性校長会役員
	佐藤 俊枝	八千代市赤十字奉仕団 副委員長
	田中 宏行	八千代商工会議所専務理事
	千代崎 未央	
	山口 充美	八千代市防犯組合連合会 会長

男女共同参画社会基本法

公布：平成11年6月23日法律第78号

最終改正：平成11年12月22日同第160号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明ら

かにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若し

くは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以

- 下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（施策の策定等に当たっての配慮）
- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
（国民の理解を深めるための措置）
- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
（苦情の処理等）
- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
（調査研究）
- 第十八条 国は、社会における制度又は慣

行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（平一法一〇二・全改）

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（平一法一〇二・全改）

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、

必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため

に特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものと

みなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされて

いる申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の前日にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。（後略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

公布：平成13年4月13日法律第31号

最終改正：令和元年6月26日法律第46号
（平二五法七二・改称）

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の

- 三)
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等
(第三条—第五条)
- 第三章 被害者の保護(第六条—第九条
の二)
- 第四章 保護命令(第十条—第二十二
条)
- 第五章 雑則(第二十三条—第二十八
条)
- 第五章の二 補則(第二十八条の二)
- 第六章 罰則(第二十九条・第三十条)
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項

及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加, 平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事

- 項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (平一六法六四・追加, 平一九法一一三・一部改正)
- (都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加, 平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定め

る基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保

護についての説明等)

- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

- 第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

- 第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなけれ

ばならない。

(平一六法六四・追加, 平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター, 都道府県警察, 福祉事務所, 児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は, 被害者の保護を行うに当たっては, その適切な保護が行われるよう, 相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は, 被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは, 適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が, 配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に, 被害者が離婚をし, 又はその婚姻が取り消された場合にあっては, 当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により, 配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に, 被害者が離婚をし, 又はその婚姻が取り消された場合にあっては, 当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により, その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大

きいときは, 裁判所は, 被害者の申立てにより, その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため, 当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に, 被害者が離婚をし, 又はその婚姻が取り消された場合にあっては, 当該配偶者であった者。以下この条, 同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し, 次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし, 第二号に掲げる事項については, 申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間, 被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい, 又は被害者の住居, 勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間, 被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において, 同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は, 被害者の申立てにより, その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため, 当該配偶者に対し, 命令の効力が生じた日以後, 同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間, 被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ, 又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず, 又は緊急やむを得ない場合を除き, 連続して,

- 電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心^{じゆう}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）
（管轄裁判所）
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一
三・一部改正)

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる

事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一
三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一
三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若し

- くは審尋の期日における言渡しによつて、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）
（即時抗告）
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）
（保護命令の取消し）
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）
（第十条第一項第二号の規定による命令

の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

い。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項

(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶

者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により

支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合であっても、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

号，第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項		
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援

助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関

する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

公布：平成27年9月4日法律第64号

最終改正：令和元年六月五日法律第24号

目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）

附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとす

る女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継

続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
- (都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 第三章 事業主行動計画等
- 第一節 事業主行動計画策定指針
- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総

- 称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (令元法二四・一部改正)
- 第二節 一般事業主行動計画等
- (令元法二四・改称)
- (一般事業主行動計画の策定等)
- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の

差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で

定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に

関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（令元法二四・追加）

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（令元法二四・追加）

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（令元法二四・追加）

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（令元法二四・追加）

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員で

ある中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十

八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

（平二九法一四・一部改正，令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正）

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（令元法二四・旧第十三条繰下）

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

（令元法二四・旧第十四条繰下）

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職

員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条線下)
 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条線下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資

する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条線下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条線下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置

その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において

「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条繰下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正, 令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人, 使用人その他の従業者が, その法人又は人の業務に関し, 第三十四条, 第三十六条又は前条の違反行為をしたときは, 行為者を罰するほか, その法人又は人に対しても, 各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず, 又は虚偽の報告をした者は, 二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は, 公布の日から施行する。ただし, 第三章(第七条を除く。), 第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は, 平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は, 平成三十八年三月三十一日限り, その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については, 同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は, 前項の規定にかかわらず, 同項に規定する日後も, なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については, 第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は, 第一項の規定にかかわらず, 同項に規定する日後も, なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については, この法律は, 第一項の規定にかかわらず, 同項に規定する日後も, なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか, この法律の施行に伴い必要な経過措置は, 政令で定める。

(検討)

第四条 政府は, この法律の施行後三年を経過した場合において, この法律の施行の状況を勘案し, 必要があると認めるときは, この法律の規定について検討を加え, その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は, 平成二十九年四月一日から施行する。ただし, 次の各号に掲げる規定は, 当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項, 第五十八条第一項, 第六十条の二第四項, 第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。), 第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定, 附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定, 附則第十四条第二項及び第十七条の規定, 附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定, 附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。), 附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和三十二年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項, 第三十

二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行）

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

八千代市男女共同参画推進会議設置要綱

制定：平成4年8月1日訓令乙第11号
最終改正：令和元年9月6日訓令乙第1号
（設置）

第1条 本市における男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、八千代市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- (2) やちよ男女共同参画プランに関すること。
- (3) その他会長が必要と認める事項

（組織）

第3条 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、企画部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長）

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（幹事会）

第6条 推進会議に幹事会を設置し、総括幹事及び幹事をもって組織する。

2 総括幹事は、企画部次長の職にある者をもって充て、幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 総括幹事は、必要の都度幹事会の会議を招集し、これを主宰する。

4 幹事会は、推進会議の所掌事項に関する専門的な調査及び検討並びに推進会議の会議に付議すべき事項の事前調整及び調査を行うものとする。

5 総括幹事は、必要があると認めるときは、幹事以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(研究会)

第7条 会長は、推進会議の所掌事項に関する基本的な課題の調査及び研究のため、必要があると認めるときは、研究会を設置することができる。

2 研究会は、会長が指名する職員をもって組織し、研究会の長は、会長が幹事から指名する。

3 研究会の長は、研究会において調査及び研究した結果について、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、企画部企画経営課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

(中略)

附 則(令和元年訓令乙第1号)

この訓令は、令達の日から施行する。

別表第1(第3条第3項)

企画部長
総務部長
健康福祉部長
子ども部長
経済環境部長
教育委員会教育次長

別表第2(第6条第2項)

企画部	企画経営課長
総務部	コミュニティ推進課長 職員課長
健康福祉部	健康福祉課長 健康福祉課福祉総合相談室長 長寿支援課長 健康づくり課長
子ども部	子育て支援課長 子ども保育課長 子ども福祉課長 母子保健課長
経済環境部	商工観光課長 農政課長
教育委員会	指導課長 保健体育課長 生涯学習振興課長

やちよ男女共同参画プラン懇話会設置要領

(設置)

第1条 本市における男性や女性が抱える問題に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、やちよ男女共同参画プラン懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事項について提言を行う。

- (1) 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- (2) やちよ男女共同参画プランに関すること。
- (3) その他会長が必要と認める事項

(組織及び委員)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が依頼する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、企画部企画経営課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成7年10月24日から施行する。

(中略)

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。